

**松沢** 本市における出生数、合計特殊出生率の推移について

A

	平成22年	平成27年	令和元年
出生数	965人	824人	688人
合計特殊出生率	1.39	1.33	1.22

**松沢** 不妊治療の助成の変更点について

A 現在国において令和4年度から保険適用とすることを検討しており、保険適用までの対応として令和3年1月1日以降に終了した治療から拡充後の制度が適用されている。対象として法律上の婚姻をしている夫婦に事実婚関係にある夫婦が追加。新生児の前年の夫婦の合計所得が730万円未満という所得制限が撤廃。1回目と同額の30万円までに増額。また、こども1人ごとに6回あるいは3回までと拡充。

**松沢** 県内で独自の助成制度を実施している自治体は？

A 政令市、中核市である千葉市、船橋市、柏市のほか独自に費用助成を行っている市町村は33自治体あり、近隣市では市川市、浦安市、松戸市、我孫子市の4市が実施。

助成内容は、市町村により様々だが、多くは実費から県助成額を控除して不足が生じた部分について、5万円から15万円程度を限度とした助成額を支給する制度となっている。

#### 松沢の視点

令和4年度から保険適用になるが、自己負担が3割で済む一方で、助成制度が廃止され、かえって自己負担額が増える可能性もある。県内でも独自の助成制度を展開している自治体が33あり、本市においても、独自助成制度の導入を検討すべきである。

**松沢** 次期マスタープランにおける、市街化調整区域の土地利用の考え方について

A 北千葉道路沿線では、企業が進出しやすい立地環境形成のための計画的な土地利用を検討し、また、新鎌ヶ谷西側地区では、隣接する市街化区域と一体性のある土地利用を民間活力の活用も含め検討していく。

**松沢** 過去の土地区画整理事業の減歩率と実績について

A 土地区画整理事業における平均減歩率は約22%から約70%。

東武鎌ヶ谷駅東口土地区画整理事業	約7.8ha
新鎌ヶ谷特定土地区画整理事業	59.1ha
横上横下土地区画整理事業	約6.4ha
中沢東土地区画整理事業	約8.6ha

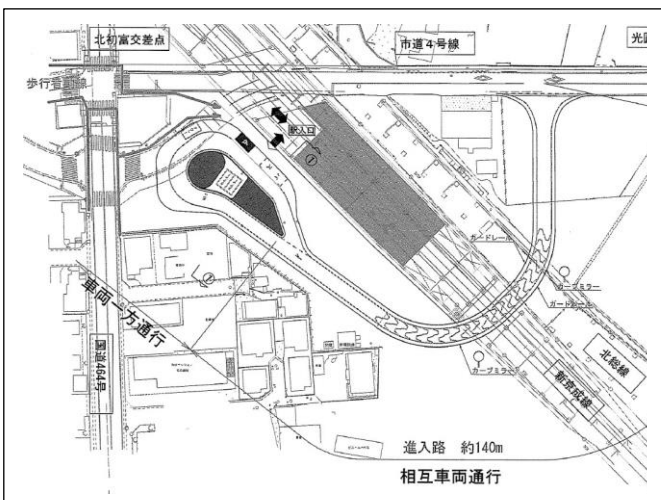
**松沢** 市街化調整区域における市街地整備の手法について

A 無秩序な土地利用とならないことを前提に、都市計画法による規制と誘導の手法として、市街化区域へ編入し市街地整備を行う手法、また、市街化調整区域のまま行う手法として、地区計画制度の活用などが考えられる。

※地区計画 安全で快適な住みよい街をつくるため、「まちづくりや家づくりのルール」を住民自らが主体となって参加し、市と協力しながらまとめていく計画

#### 松沢の視点

新鎌ヶ谷駅西側地区においては土地区画整理事業を想定しながらも、基盤整備の効果を維持していくため、本市の市街化調整区域、特に北千葉道路沿線及び4つのインターチェンジ付近の地区計画の方針を整える必要がある。



**松沢** 北初富駅前広場の概要について

A 車両の乗り入れを考慮した駅前広場を実現するため、光圓寺付近の市道4号線から北総線及び新京成線の高架下を通るルートとし、延長約140メートル、幅員6メートルの進入路と整備面積約1,800平方メートルの駅前広場の整備を行う予定。

**松沢** 車両進入口における安全確保について

A 整備供用の際には、進入路部分における車両の乗り入れがスムーズになるよう、関係機関と協議し、路面標示や安全施設などの設置について検討したいと考えている。

**松沢** 今後の予定について

A 令和3年度にパブリックコメントを経て、令和4年度以降は、用地取得を進め、総合基本計画第1次実施計画の最終年度となる令和8年度の完了を目指したいと考えている。

#### 松沢の視点

早期の供用開始が求められる一方で、変更に対してはパブリックコメントと自治会役員への説明のみである。また、用地買収しなければならない区画もあるため、住民への丁寧な説明と周知、地権者との合意形成が重要である。

**松沢** 本市が実施している、養育費に関する公正証書の作成のための費用助成について

A 対象者は児童扶養手当の所得水準であるひとり親家庭の母・父等。

助成対象経費は、公証人手数料や調停証書・判決正本の作成に必要な収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類所得費用、連絡用の郵便切手代で、助成額はこれらに係る費用の全額だが、上限を23000円と設定。令和3年4月から11月末までに3件、約43000円の助成を実施。

**松沢** 養育費の相談の現状について

A 母子・父子自立支援員が相談を受けた件数は、令和2年度が685件、3年度は10月末時点で334件、そのうち、養育費に関する相談は令和2年度が36件、3年度は10月末時点で15件。

**松沢** 面会交流の支援の必要性について

A 養育費相談支援センターの協力のもと、個別相談会を実施しているほか。母子・父子自立支援員が面会交流の必要性、実施方法、取り決め方法などの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行っている

※法務省ホームページでは「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明していますので、ご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html)

#### 松沢の視点

平成28年度全国ひとり親世帯等調査では、母子世帯の養育費の主な相談相手が弁護士であるケースが15.7%、父子世帯では18.8%。債務名義化の次の段階にあたる請求の際の弁護士費用も補助制度に加えることも必要と考える。